

各委員提出資料

目 次

- 古渡委員提出資料 P. 1
- 北條委員提出資料 P. 3
- 山口委員提出資料 P. 4

平成26年1月29日

公定価格についての意見書

特定非営利活動法人全国認定こども園協会

副代表理事 古渡 一秀

新幼保連携型認定こども園については、子ども・子育て会議、基準検討部会において、我が国の未来を担う子ども達により良質な保育・教育を提供するため、また社会構造の変化の中、若い世帯の夫婦が子どもを生み育てやすい社会を実現するために、全会一致で質の高い施設基準とすることができた。その会議において出来た高い基準の下で保育・教育を行うためには、当然それに見合う公定価格にならなければならない。さらに、基本指針に盛り込まれた内容が、すべての子ども・子育てに反映できるような仕組みとしていただきたい。保護者の就労の状況や利用時間の長短等が異なるなど、ライフスタイルの多様化により、認定こども園での生活経験の違いが生まれる、児童福祉機能と学校教育機能の2つの機能をもつ、新幼保連携型認定こども園が求められる総合的な機能を発揮するために、現行法での実践者の立場から下記の点を求めたい。

1. 新幼保連携型認定こども園の公定価格には、求められている総合的な機能が果たせるよう、機能や固有の役割に応じた金額が公定価格本体に積み上げられるよう設計していただきたい。以下に例を挙げる。

① 子育て支援機能を充実させることができるように。

認定こども園の義務となっている子育て支援機能には、それを可能にする運営費本体への積み上げが必要となる。

担当者や運営に係る費用などをきちんと担保していただき、在園児の保護者はもちろんのこと、地域の子ども・子育て家庭に対して質の高い子育て支援を行うと共に、地域の多くの機関と連携して、地域が子どもを生み・育てやすい環境にできるような十分な配慮をお願いしたい。

② 園長・主任・事務員など、総合的な機能を果たせる体制を維持するために。

新幼保連携型認定こども園の基準によって現行の認定こども園が新幼保連携型に移行したときに、その機能が後退しないような仕組みが必要である。現行の幼保連携型認定こども園は、隣接地や離れた場所の2施設で運営していることが多い。そのため、新たな制度においても、施設や各機能が安心・安全で良質なものとなるような職員配置が求められる。

また、多様な利用形態の子どもを受け入れる認定こども園は、事務量が多く、煩雑になると考えられるから、事務職員の加配のための基本単価が必要となる。

2. 基本分の公定価格本体の他、以下のような加算による配慮が必要であり、これらは、幼保連係型認定こども園に限られたことではなく、施設型保育給付を代理受領することにより息づくすべての園に必要なことである。必要な加算により、精力的に課題を担うことができる形を作っていただきたい。

① 処遇改善と、勤続年数に対応した加算

新制度での保育・幼児教育の質を確保するためには、職員処遇の改善と離職率の低下の取り組みが必要である。加えて、現行制度での民間施設給与等改善費では12%（処遇改善特例交付金によると15%）が上限となっているが、将来的には保育士の平均勤続年数に対応して、民改費加算で少なくとも20%相当のあるいはそれ以上まで加算割合があがるような仕組みが必要である。

② 看護師配置・アレルギー対応などへの加算

アレルギー対応については、年々増加し、顕在化していることから十分な配慮が必要であり、多様なニーズに応えられるよう、給食担当者の加配への配慮を求めたい。が必要である。

看護師の配置についても、保育士と同等の処遇では採用が難しいことや、乳幼児の安全・安心な環境を保障する上安心・安全の面からも保育士でのカウントではなく、専門職として加配することができるような仕組みをお願いしたい。このことは、保育所職員配置においても同様の仕組みをお願いしたい。

③ 障害児保育・特別支援教育について、現行の保育所制度においては、障害児保育補助が一般財源化された後、補助金が減額されたりして市町村格差が広がるなど、子どもにとって不利益が生じている。

新制度においては応諾義務がかかることから、必ず保護者の希望に沿える体制が必要となる。そのために、給付体系も一つになることから、現行での一般財源化されている障害児保育について、施設型給付や地域型保育給付において必要な加算を行うなど、1号認定と2号・3号認定の子どもに不公平な状況が生じないよう、特段の配慮を望みたい。

子ども・子育て支援新制度に関する意見書

平成 26 年 1 月 29 日
全日本私立幼稚園連合会

1、施設型給付の額を充分確保すること

- ・小規模園でも経営を継続できる公定価格、施設型給付の額とすること。
- ・1号認定子どもの施設型給付については、地方財源のみで構成されるいわゆる二階部分も含め、市町村格差が生じないよう地方交付税による財源措置を確実に行うこと。
- ・幼稚園と保育所の間における公平な施設型給付を確保すること。
- ・公立幼稚園と私立幼稚園の間における公平な施設型給付を確保すること。
- ・幼児教育の質の維持、向上のため必要である翌日の準備、教職員間の打ち合わせ、研修が確保できる施設型給付を確保すること。
- ・幼稚園については、個々人毎に異なる施設型給付を子どもの居住地の市町村に毎月請求するとともに、個々人毎に異なる利用者負担を毎月徴収することとなり、新たに多大な事務負担が発生することから、これへの十全な対応のための経費を確保すること。

2、上乗せ徴収の確保等

- ・私立学校としての各園の特色を生かし、質の高い幼児教育を維持するために、私立幼稚園の上乗せ徴収を柔軟に認めること。
- ・1号認定子どもの施設型給付については、開園日数や開園時間の多様性を認める仕組みとすること。

3、預かり保育の充実等

- ・幼稚園に通い、施設型給付を受けつつ幼稚園の預かり保育（一時預かり事業）を受ける共働き家庭の子どもの給付と事業費の額について2号認定子どもの施設型給付額に相当する水準を確保すること。
- ・市町村が実施主体となる一時預かり事業について、域外からの広域就園者による利用を担保すること。
- ・幼稚園の2歳児受入の実態や役割を適切に評価し、「地域子ども・子育て支援事業」などに位置づけ、財源措置を確実に行うこと。
- ・すべての市町村において幼稚園にかかる「一時預かり事業」を含む「地域子ども・子育て支援事業」が確実に実施できるよう、国として地方に働きかけを行うとともに、財源措置を確実に行うこと。

以 上

2014年1月29日

第13回子ども・子育て会議基準検討部会
意見書

一般社団法人日本こども育成協議会
副会長 山口 洋

質の改善について

◎職員の定着・確保の仕組みについて

- ・現在の民間施設給与等改善費に代わる経験年数を反映した公定価格の設定
- ・経験年数には認可施設の年数のみでなく認可外施設（公的に確認できる場合のみ）の年数も含めることを可とするべき

現在の認可保育施設では、職員の経験年数により民間施設給与等改善費が加算されており、職員のキャリアに応じた給与支給につながっている。公定価格においてもこれに代わるような経験年数による評価を盛り込むことで職員のキャリアアップの推進になると考える。また、現在の民間施設給与等改善費申請の際に適用される経験年数は認可施設の経験に限るとされているが、幼稚園や認可外施設での経験も認めるべきである。

上記と同様、現在保育士資格取得にあたり、認可外保育施設を実習先とすることは認められていないが、自治体管理下で運営されている施設については認められるべきである。

以上